

島根県報

平成24年3月30日(金) **号外 第 5 0 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

B	次
	F 1

【規 則】

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める (企業局施設課) 2 条例施行規則

公布された条例等のあらまし

- ◇島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則(規則第42号)
 - 1 規則の概要
 - (1) 島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例(以下「条例」という。) に規定する布設工事監督者の資格のうち規則で定めるものは、水道法施行規則の例によることとした。(第2条関係)
 - (2) 条例に規定する水道技術管理者の資格のうち規則で定めるものは、水道法施行規則の例によることとした。 (第3条関係)
 - 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

規則

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則をここに公布する。 平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第42号

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例(平成24年島根県条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(布設工事監督者の資格)

第2条 条例第3条第6号の規定により同条第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者については、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)第9条の例による。

(水道技術管理者の資格)

第3条 条例第4条第4号の規定により同条第2号及び第3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者については、省令第14条の例による。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。